

■議案第24号 四万十町基金条例の一部を改正する条例について

【要旨】

ふるさと支援寄附条例（制定）に基づき収受した寄附金については、本条例に規定する「ふるさと支援基金」により管理運用することとしており、基金の処分に関する規定を「ふるさと支援寄附条例」の事業区分と整合させる必要があるため改正するものです。

【改正の内容】

第8条に規定されている、寄附金の処分に関する事業区分の変更を行った。

四万十町基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(処分) 第8条 基金は、その設置の目的を達成するための財源に充てるため、処分することができる。ただし、次の各号に掲げる基金については、当該各号に定める場合に限る。 (1)～(2) 略 <u>(3) 四万十町ふるさと支援基金</u> ア ふるさとの豊かな地域資源を活用した地場産業の振興に関する事業の財源に充てるとき。 イ ふるさとでいつまでも健やかに暮らせる高齢者支援に関する事業の財源に充てるとき。 ウ ふるさとの未来を担う子ども支援に関する事業の財源に充てるとき。 エ ふるさと四万十川の保全、観光及び交流の振興に関する事業の財源に充てるとき。 オ ふるさとを守り元気にする人づくりと地域づくりに関する事業の財源に充てるとき。 カ 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事業の財源に充てるとき。	(処分) 第8条 基金は、その設置の目的を達成するための財源に充てるため、処分することができる。ただし、次の各号に掲げる基金については、当該各号に定める場合に限る。 (1)～(2) 略 <u>(3) 四万十町ふるさと支援基金</u> ア 安全で安心な食料の生産、加工及び流通に関する事業の経費の財源に充てるとき。 イ 住みなれたふるさとでいつまでも健やかに暮らせる高齢者支援事業の経費の財源に充てるとき。 ウ 山・川・海の豊かな地域資源を再発見する起業支援事業の経費の財源に充てるとき。 エ 四万十川の保全や景観形成の推進に関する事業の経費の財源に充てるとき。 オ その他目的達成のために町長が必要と認める事業の経費の財源に充てるとき。

